

移動等円滑化取組計画書

令和7年6月25日

住 所 千葉県千葉市稲毛区萩台町199番地1

業者名 千葉都市モノレール株式会社
代表者名（役職名及び氏名）代表取締役社長 小池 浩和

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

千葉市との協議により、駅旅客トイレについては、バリアフリー法に基づき車椅子利用者をはじめ、誰もが利用できるようバリアフリーやユニバーサルデザインの観点を取り入れ整備を進める。

また、段差解消に向けた整備事項として、全18駅にエレベーターを設置しているが、千葉駅の一部エレベーターが旧バリアフリー法時点で設置されたものであり、新バリアフリー法には適合していない。なお、このエレベーターの更新予定時期は未定となっている。

車両については、老朽化した車両をバリアフリーに適合した0形車両に2028年3月までに順次置き換える計画としている。

旅客施設では、2024年から千葉市コミュニティバスと連携したデジタルチケットが有人駅のみで利用可能（駅員の目視確認）となったことから、全駅利用に向けQRコード・クレジットカードなどのタッチ決済可能な駅務機器の導入を進める。併せて、カメラ付きインターホン、旅客用運行案内ディスプレイの導入を検討する。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ① 約8割が無人駅（14/18駅）であるため、事前連絡または駅インターホンから乗降介助の連絡があれば、近隣の駅などから社員を向かわせ対応することを徹底する。併せて、声掛け・助け合いポスターの掲出やヘルプマークの普及啓発に努める。
- ② バリアフリー設備等について、わかりやすい案内をホームページで展開する。
- ③ 乗降介助の連絡を受けた際、駅係員以外に本社社員も適切に対応できるよう

社内研修を実施する。

- ④ 社会の多様なニーズに応えるため、高齢者や障害者等への理解を深め、駅利用や車両乗降の際には、年齢や障害の有無を超えた“おもてなしの心”で対応できるよう、駅係員と運転士全員がサービス介助士資格を取得する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 車両入替 ・ ホーム内方線付点状ブロック整備 ・ 駅舎照明器具 LED 化 ・ トイレリニューアル	・ 公共交通移動円滑化基準に適合する 0 形 4 車両（第 32・33 編成）の製造請負契約を締結する。（令和 8 年 8 月・令和 8 年 11 月完成予定） ・ 視覚障害者のホーム転落防止設備として、内方線付き点状ブロックを整備する。（動物公園駅）併せてホーム更新改良の設計委託（内方線付点状ブロック含む）を行う。（千葉公園駅） ・ 駅舎照明設備の LED 化により照度アップを図る。（栄町・葭川公園・県庁前駅） ・ バリアフリー化推進として、多機能トイレ整備を実施する。（市役所前駅、穴川駅）

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 駅係員の巡回による必要な掲示物の点検 ・ 案内放送装置による情報提供	・ 定期的な駅係員の巡回による掲示物等の整備状況の点検を行う。（2021 年度以降継続） ・ 旅客動線に合った掲示物の掲出を行う。（2021 年度以降継続） ・ 聞き取りやすい音量、音質、速さ、回数などで提供できるよう教育を行う。（2021 年度以降継続）

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 乗降介助、乗降補助サービスの提供	・ 無人駅における対応として、運転士は車イス利用の旅客への乗降介助を実施する。（2019 年以降継続） ・ 車イス利用の旅客、視覚障害者及び乗降介助が必要な旅客等については、エレベーターまで介助誘導を行う。（2019 年度以降継続）

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・乗降介助、乗降補助サービスの提供	・無人駅であってもあらかじめ連絡を受けることで、乗降補助サービスが可能であることをホームページ等で周知する。(2019年度以降継続) ・駅インターホンから乗降介助の要望を受けた場合は、有人駅や本社（以下「最寄り駅」という。）など全社員で対応する。(2020年度以降継続) ・車イスの旅客が乗降する場合は、事前連絡または駅インターホンで依頼を受ければ、最寄り駅等から社員が介助に駆け付けることを徹底する。(2019年度以降継続) ・他の交通機関への円滑な乗り継ぎを支援するための介助を徹底する。(2021年度以降継続) ・千葉みなと、千葉、都賀、千城台の有人駅に筆談のための筆記用品を常備する。(2019年度以降継続) ・サービス介助士資格の取得を促進する。駅係員、運転士全員の介助士資格取得及び資格更新を継続する。(2024年度で運転士全員の資格取得が完了。) ・各駅のエレベーターの点検情報をホームページで展開する。(2023年度以降継続)

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・乗降補助サービスの提供	・乗降補助サービスの実施にあたり、事前連絡するための連絡先及び駅インターホンの活用について、ホームページや駅で広報することにより取組みの周知を行う。(2019年度以降継続) ・無人駅改札口に「介助が必要な場合、インターホンでお知らせください」と記した案内板を設置する。(2019年度以降継続) ・走行床への転落に注意する啓発放送を全駅で実施する。(2019年度以降継続) ・駅の勤務交番に「介護A」（車イス等介助要員）の専門職交番を作り対応する。(2024年度から継続)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・障害者の接遇に関する民間資格の取得	・サービス介助士の資格取得及び資格更新に係る費用を会社負担とし資格取得を促進する。

・ 定例訓練の実施 ・ 講習会への参加 ・ ガイドヘルパー養成研修の受入 ・ 障害者団体等との連携	・ 車イスや高齢者、視覚障害者の疑似体験型訓練を実施する。(2019 年度以降継続) ・ 民間企業主催の盲導犬講習会等に参加し、盲導犬に対する知識を習得する。(2019 年度以降継続) ・ 駅及び車両をガイドヘルパー養成研修の実施場所として提供し、課題等の情報共有を図る。(2019 年度以降継続) ・ 知的障害者の行動に対する理解を深めるため、障害者団体から講義を受ける。(2023 年度以降継続) ・ 千葉市、障害者団体等に「まち歩き点検ワークショップ」で駅を提供。障害当事者から様々な意見を聞き改善の指針とする。
--	---

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 適正な案内サイン、掲示物の提出 ・ ステッカーの貼付	・ 旅客動線、利用実態に即した掲示を行う。(2021 年度以降継続) ・ 各駅エレベーターのカゴに列車の多目的スペース（車イス・ベビーカー置場）の位置を明示するポスターを掲出する。(2021 年度以降継続) ・ 全編成にヘルプマークを貼付し普及啓発に努める。(2021 年度以降継続) 併せて、全編成にヘルプマークに対する理解を啓発するポスターを掲出する。(2023 年度以降継続)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・ 千葉駅等を含む中心市街地の移動円滑化については、千葉市が 2020 年度にバリアフリーマスタープランを策定。次いで 2021 年度に地区別バリアフリー基本構想（J R/京成稲毛地区）を 2023 年度に同基本構想（千葉都心地区）を策定した。 ・ 2024 年度は、同基本構想（J R/モノレール都賀地区）策定のため、当社も協議会に参加し必要な協力を行う。 ・ 千葉市が同基本構想（J R/モノレール都賀地区）の策定過程において実施する基礎調査（地域懇談会、まち歩き点検ワークショップ）で障害のある方々の意見を聴取し、特に重要な案件については、状況の確認を行い業務連絡会議等で共有する。 (2025 年 都賀地区の点検を実施する予定) ・ 駅ホーム縁端部を CP ラインに更新することでホームの安全性向上を図る。 (2025 年度 動物公園駅の工事を実施。千葉公園駅の設計を実施予定。)

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
変更なし		

V 計画書の公表方法

・ ホームページにて公表する。 (https://chiba-monorail.co.jp/index.php/company-info/idoenkatsu_torikumi/)
--

VI その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項について、当社の企業理念・行動指針に基づくものであり、具体策については中期経営計画（3年間）、事業計画（当該単年度）に位置付けている。
--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。